

中古住宅適合証明申請書(第一面)

[適既工第1号書式]

申請口 平成 29 年 4 月

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資)

(第一面)

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び下記の申請者確認事項を了承し、下記個人情報の取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及び適合証明の申請を行います。
なお、※主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限りです。)

検査機関名
建築士事務所名

○×建築センター

御中

申請を行う検査機関名または適合証明技術者の所属する建築士事務所名を記入してください。

【申請者】
申請者は買主に限らず第三者の申請でも構いません。

申請者	氏名 フリガナ 又は 名称 住所 〒(000) - (0000) 住所: 東京都西東京市○×町1-2-3 TEL (042) - (000) - (0000) FAX (042) - (000) - (0000) 担当者名: (事業主の場合)
代理者 (申請者以外が手続する場合に限り記入)	氏名 フリガナ 又は 名称 住所 〒(000) - (0000) 住所: 東京都千代田区△△町○-□ TEL (03) - (0000) - (0000) FAX (03) - (000) - (0000) 担当者名: (事業主の場合) 不動産
手数料 請求先	1 申請者 1 代理者 1 会社名: 住所: 〒() - () 2 その他 1 会社名: 住所: 〒() - () 3 会社名: 住所: 〒() - () 4 会社名: 住所: 〒() - () 5 会社名: 住所: 〒() - () 6 会社名: 住所: 〒() - () 7 会社名: 住所: 〒() - () 8 会社名: 住所: 〒() - () 9 会社名: 住所: 〒() - () 10 会社名: 住所: 〒() - () 11 会社名: 住所: 〒() - () 12 会社名: 住所: 〒() - () 13 会社名: 住所: 〒() - () 14 会社名: 住所: 〒() - () 15 会社名: 住所: 〒() - () 16 会社名: 住所: 〒() - () 17 会社名: 住所: 〒() - () 18 会社名: 住所: 〒() - () 19 会社名: 住所: 〒() - () 20 会社名: 住所: 〒() - () 21 会社名: 住所: 〒() - () 22 会社名: 住所: 〒() - () 23 会社名: 住所: 〒() - () 24 会社名: 住所: 〒() - () 25 会社名: 住所: 〒() - () 26 会社名: 住所: 〒() - () 27 会社名: 住所: 〒() - () 28 会社名: 住所: 〒() - () 29 会社名: 住所: 〒() - () 30 会社名: 住所: 〒() - () 31 会社名: 住所: 〒() - () 32 会社名: 住所: 〒() - () 33 会社名: 住所: 〒() - () 34 会社名: 住所: 〒() - () 35 会社名: 住所: 〒() - () 36 会社名: 住所: 〒() - () 37 会社名: 住所: 〒() - () 38 会社名: 住所: 〒() - () 39 会社名: 住所: 〒() - () 40 会社名: 住所: 〒() - () 41 会社名: 住所: 〒() - () 42 会社名: 住所: 〒() - () 43 会社名: 住所: 〒() - () 44 会社名: 住所: 〒() - () 45 会社名: 住所: 〒() - () 46 会社名: 住所: 〒() - () 47 会社名: 住所: 〒() - () 48 会社名: 住所: 〒() - () 49 会社名: 住所: 〒() - () 50 会社名: 住所: 〒() - () 51 会社名: 住所: 〒() - () 52 会社名: 住所: 〒() - () 53 会社名: 住所: 〒() - () 54 会社名: 住所: 〒() - () 55 会社名: 住所: 〒() - () 56 会社名: 住所: 〒() - () 57 会社名: 住所: 〒() - () 58 会社名: 住所: 〒() - () 59 会社名: 住所: 〒() - () 60 会社名: 住所: 〒() - () 61 会社名: 住所: 〒() - () 62 会社名: 住所: 〒() - () 63 会社名: 住所: 〒() - () 64 会社名: 住所: 〒() - () 65 会社名: 住所: 〒() - () 66 会社名: 住所: 〒() - () 67 会社名: 住所: 〒() - () 68 会社名: 住所: 〒() - () 69 会社名: 住所: 〒() - () 70 会社名: 住所: 〒() - () 71 会社名: 住所: 〒() - () 72 会社名: 住所: 〒() - () 73 会社名: 住所: 〒() - () 74 会社名: 住所: 〒() - () 75 会社名: 住所: 〒() - () 76 会社名: 住所: 〒() - () 77 会社名: 住所: 〒() - () 78 会社名: 住所: 〒() - () 79 会社名: 住所: 〒() - () 80 会社名: 住所: 〒() - () 81 会社名: 住所: 〒() - () 82 会社名: 住所: 〒() - () 83 会社名: 住所: 〒() - () 84 会社名: 住所: 〒() - () 85 会社名: 住所: 〒() - () 86 会社名: 住所: 〒() - () 87 会社名: 住所: 〒() - () 88 会社名: 住所: 〒() - () 89 会社名: 住所: 〒() - () 90 会社名: 住所: 〒() - () 91 会社名: 住所: 〒() - () 92 会社名: 住所: 〒() - () 93 会社名: 住所: 〒() - () 94 会社名: 住所: 〒() - () 95 会社名: 住所: 〒() - () 96 会社名: 住所: 〒() - () 97 会社名: 住所: 〒() - () 98 会社名: 住所: 〒() - () 99 会社名: 住所: 〒() - () 100 会社名: 住所: 〒() - ()
建物の所在地 (地名地番)	東京都西東京市○×町××-××-××, △△-△△-△△

【手数料請求先】
物件検査手数料の請求先を記入してください。

<申請者確認事項>

- 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)(証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。))又は財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承認しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
(1) 機構のフラット35又は財形住宅融資ごとに適用される技術的基準に適合していること。
(2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承認しています。
- 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承認しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあ
- 申請者と住宅の居住者が異なる場合は、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明した場合は、それ以降の検査が行われず、それまでの検査費用について精算することがあることを承認しています。
- 発行後の適合証明書の有効期限は、一戸建て等の場合は現地調査日から6か月間、マンションの場合は現地調査日から5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承認しています。
- 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承認し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。
- フラット35を利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承認しています。
- フラット35を利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合することが必要であることを承認しています。

<個人情報の取扱い>

- 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)(は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。))から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
(1) 業務内容
ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
イ その他これらに付随する業務
(2) 利用目的
物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含まず。)
イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
ウ その他お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

機構等への個人情報の提供

検査機関等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づきお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険 ・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供、市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	中古住宅適合証明申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを行う金融機関	・フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関(注)	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等	
(建築士事務所)物件検査及び適合証明を依頼した場合に限り(注)		

(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士連合会をいいます。

※検査機関等交付欄

※検査担当者名

※受託者名

※監理等記録照合欄

※判定欄

(証明年月日及び番号)

平成 年 月 日

記載しないこと

平成29年4月1日

平成29年4月1日

中古住宅適合証明申請書(第二面)

[通既工第1号書式]

中古住宅適合証明申請書 (フラット35・財形住宅融資)

(第二面)

融資の種類(注1)		☒ フラット35のみ ☐ フラット35+財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション) ☐ 財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)に限る。 ☐ 財形住宅融資(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)に限る。	
建物の所在地	地名地番	東京都西東京市〇〇町××-××-××、△△-△△-△△	
	住居表示	東京都西東京市〇〇町×△-×△-×△	
建物又は団地の名称 (マンションの場合)		住宅番号	
売主名又は 不動産仲介等業者名		フラット不動産 担当者 (不動三郎) TEL. (03)-(0000)-(0000)	
住宅の種類(注2)		☒ 一戸建て等 ☐ マンション ☐ 一戸建て ☐ 重ね建て ☐ 併用住宅区分 ☒ 専用住宅 ☐ 併用住宅※ ☐ 連続建て ☐ 共同建て ※フラット35(中古住宅)の場合に限る。	
戸建型式			
フラット35Sの基準の適用 (注3)(注4)	☒ 有 ☐ 無 フラット35Sを適用する基準(注5)	【優良な住宅基準】(金利Bプラン) ☐ 1.省エネルギー性(☐ 断熱等性能等級4(注6) ☐ 一次エネルギー消費量等級4以上) ☐ 2.耐震性(☐ 耐震等級 (耐震等級補填躯体の側面等防止2以上) ☐ 免震建築物) ☐ 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) ☐ 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3以上等(注9)) 【中古タイプ基準】(金利Aプラン) ☐ 5.開口部断熱(省エネ) ☐ 6.外壁等断熱(省エネ) ☐ 7.段差解消(バリア) ☒ 8.手すり設置(バリア) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) ☐ 9.省エネルギー性 (☐ 1.住宅事業建築主基準 ☐ 2.認定低炭素住宅(注10)) ☐ 3. 次エネルギー消費量等級5 ☐ 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)(注8) ☐ 10.耐震性(耐震等級(構造躯体の側面等防止3)) ☐ 11.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級4等(注11)) ☐ 12.耐久性・可変性(長期優良住宅)(注12)	
提出書類		別添の適合証明申請書類チェックリストによる。	
確認済証の有無	☒ 有 ☐ 無	増・改築 修繕の有無	☐ 有 ☒ 無 ☐ 有 ☒ 無
適合証明書発行希望日	平成 29 年 4 月 30 日	現地調査希望日	平成 29 年 4 月 15 日
備考(注10)			

【融資の種別】

ご利用の融資種別を選択してください。

【地名地番】

●一戸建て等の場合
申請敷地の全ての筆について、土地の登記事項証明書の表題部「土地の表示」の「所在」欄および「①地番」欄を確認のうえ記入してください。

●マンションの場合
建物の登記事項証明書の表題部「一棟の建物の表示」の「所在」欄を確認のうえ記入してください。

【住居表示】

募集パンフレットなどで確認のうえ記入してください。

マンションの場合、マンション名と住宅番号を記入してください。

【フラット35】Sの利用の有無を記入してください。【フラット35】Sの利用が「有」の場合、適用する基準を選択してください(複数選択可)。

【増・改築 修繕の有無】

物件検査を申請する住宅の増・改築および修繕の有無を記入してください。

【確認済証の有無】

確認済証または検査済証の有無により選択してください。

適合証明書の発行希望日と現地調査の実施希望日を記入してください。

平成29年4月1日

平成 29 年 4 月 1 日

- (注1) 財形住宅(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)並びに財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。
- (注2) 「一戸建て等」：一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅
「マンション」：地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含み)又は準耐火構造)
(注3) フラット35Sにおいて、全ての基準についての適合証明業務を行うことができるのは検査機関に限り、適合証明技術者は、フラット35S(中古タイプ基準)に係る判定をされますのでご注意ください。
- (注4) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35Sを利用することができません。
- (注5) フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。
- (注6) 「省エネルギー対策等級」の基準を満たす新築時の適合証明書又は建設住宅性能評価書を活用する場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー対策等級」に読み替えてください。
- (注7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準適合認定建築物をいいます。
- (注8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
- (注9) 劣化対策等級3以上等：評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限り)が必要
(注10) フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち「9.省エネルギー性 2.認定低炭素住宅」を希望される場合は、「認定低炭素住宅の認定後の増・改築の有無」を備考欄に記載ください。なお、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
- (注11) 高齢者等配慮対策等級4等：評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は等級3でも可)
(注12) フラット35S(特に優良な住宅基準)のうち「12.耐久性・可変性」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消される場合は、フラット35S(特に優良な住宅基準)「耐久性・可変性」を利用することができません。